

第26回

「ゼロ災55」無災害運動

運動期間 平成26年11月7日(金)～12月31日(水)の55日間

【平成26年度スローガン】

一人のヒヤリは みんなのヒヤリ
ヒヤリを活かして 55 ゼロ災

※本スローガンは、王子製紙(株)米子工場の松田大樹氏の作品です。

● 第12次労働災害防止推進計画の目指す社会

『誰もが安心して健康に働くことができる社会』

● 第12次労働災害防止推進計画の目標

- ・5年間で死亡者数15%以上減少
- ・平成29年の死傷者数を平成24年と比して15%以上減少



主唱：鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

協賛：一般社団法人鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部

一般社団法人鳥取県採石協会

一般社団法人日本ボイラ協会鳥取支部

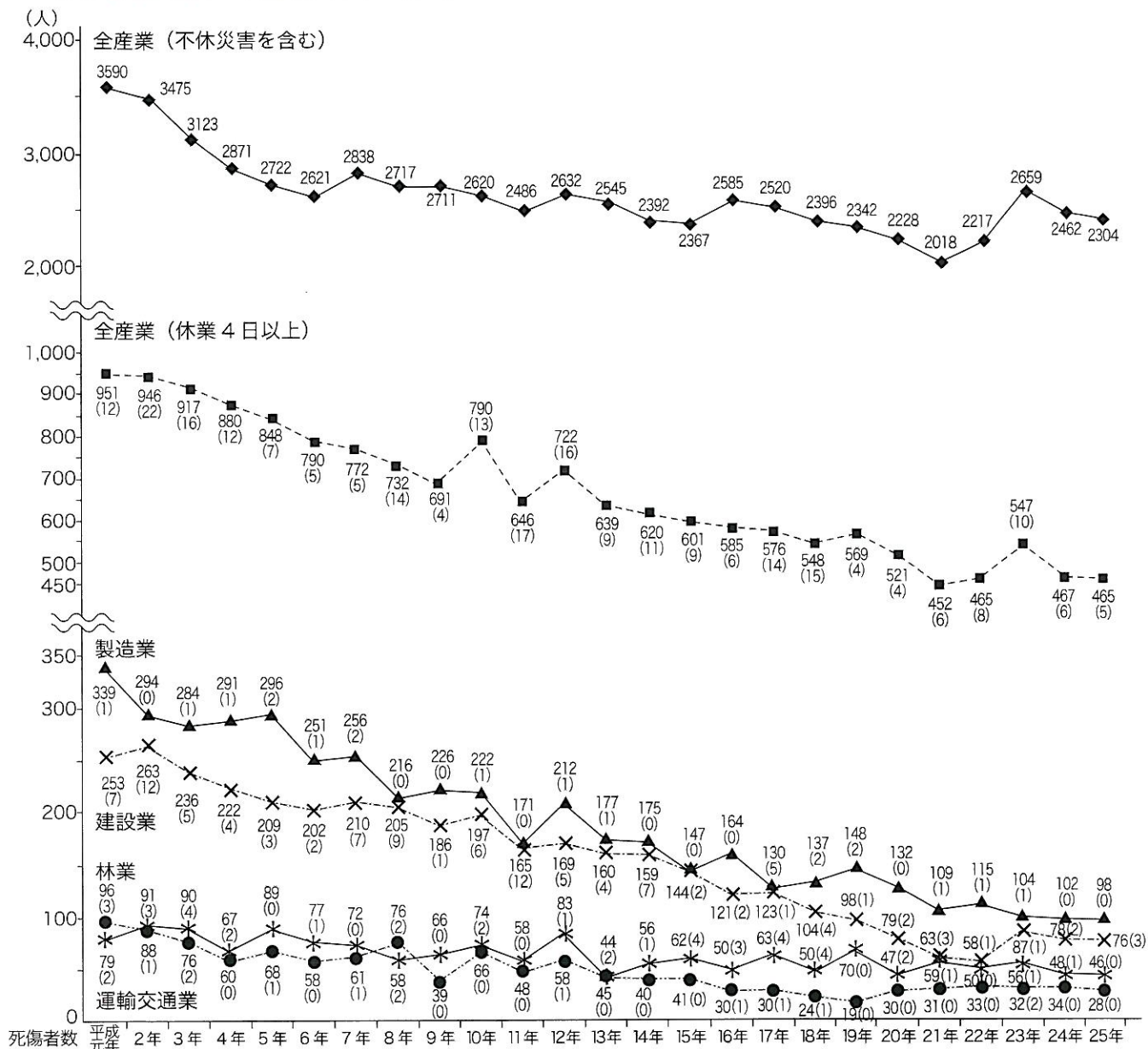
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部

独立行政法人労働者健康福祉機構鳥取産業保健総合支援センター

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会鳥取支部

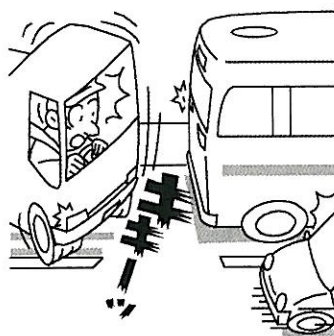
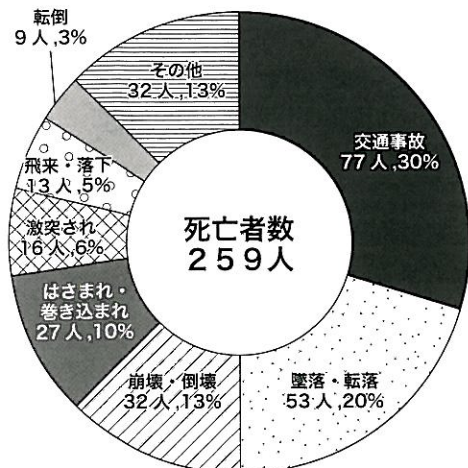
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議

●主要産業の労働災害の推移



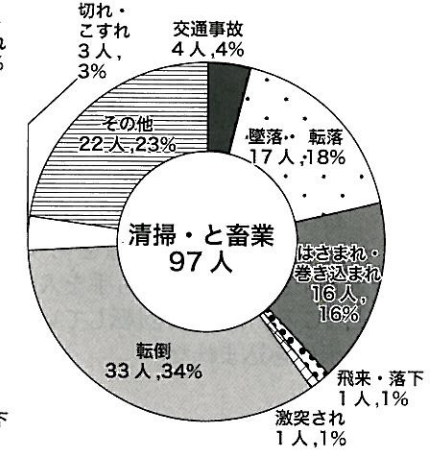
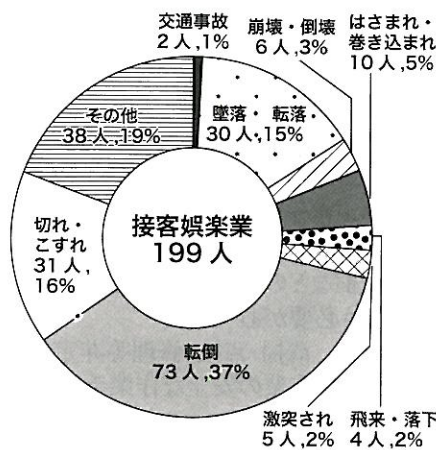
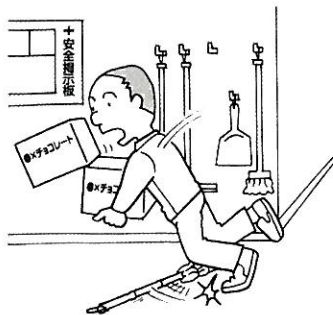
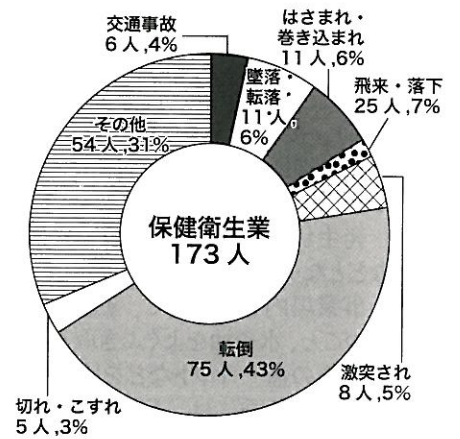
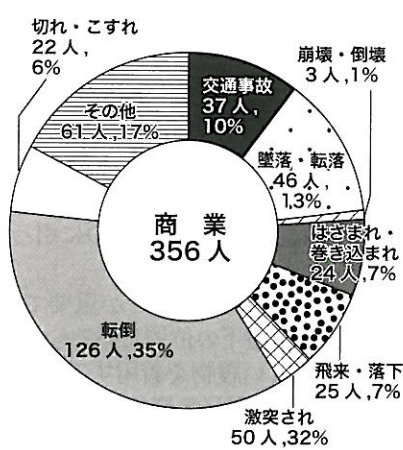
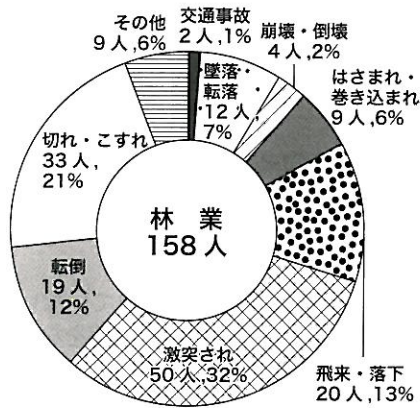
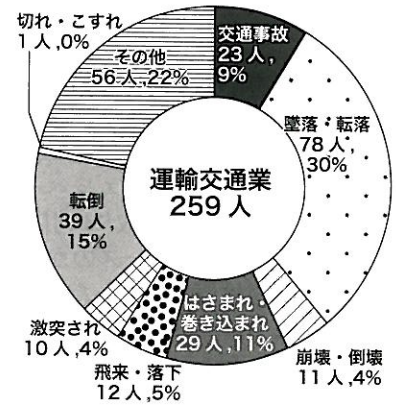
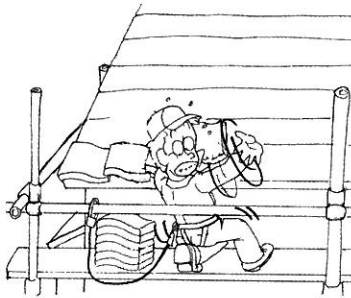
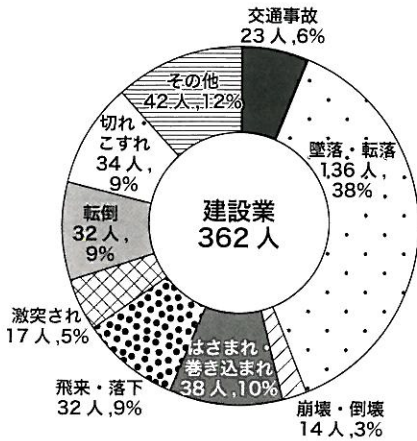
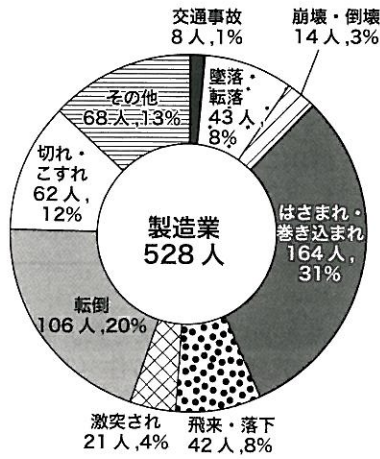
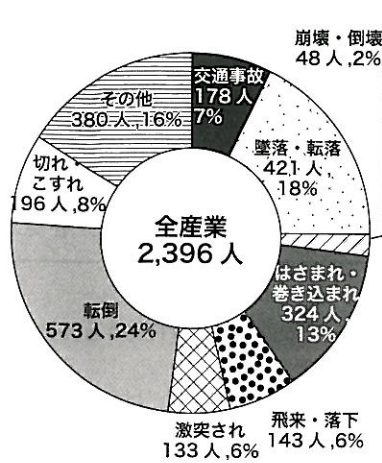
(注) 1. 休業4日以上労働災害を集計したものであり、()内は死者数である。
 2. 「全産業(不働災害を含む)」は当該年度の労災保険新規受給者である。

●平成元年以降の死亡労働災害発生状況(事故の型別)(259人内訳)



●平成20年～25年の労働災害発生状況(事故の型別)

全産業及び8業種抜粋(休業4日以上)



ゼロ災 55 「5つの柱」

1 墜落・転落災害防止対策の推進

災害事例	主たる原因と対策
倉庫天井部に収納している梯子を、脚立を使用して下ろす作業をしていて、脚立を踏み外して墜落した。	脚立の使用方法に問題があったものと考えられます。 脚立の昇降面が体の正面になる状態で作業を行う、作業箇所を考慮して脚立を設置する（体が前のめりや反った状態で作業するとバランスを崩しやすくなる）、滑りにくい靴を着用する必要があります。 また、安定した位置に設置する、開き止め具は確実にロックする、ステップは平板状のものを使用する、天板の上に乗って作業を行わないことが重要です。

◎ 留意事項

平成25年に全産業で発生した墜落・転落災害は73件でした。業種別では、建設業が33件（45%）、運輸交通業が10件（14%）、商業等が7件（10%）、製造業が6件（8%）となっています。建設業では足場、はしご、屋根・はり等、運輸交通業ではトラック、製造業及び商業等では階段、はしごからの墜落・転落が、多くを占めています。

災害防止の基本は、「安全な作業床の確保」「作業床の端、開口部等に囲い等の設置」です。作業に応じて必要な措置を事前に検討し、確実に、災害防止対策を講じることが重要です。

2 転倒災害防止対策の推進

災害事例	主たる原因と対策
厨房から配膳車をエレベーターまで運び、次を取りに引き返したところ、シューズのかかとをつっかけ履きしていたため足が床に引っかかり転倒した。	安全衛生教育の実施と、その実施状況の管理が不十分であったことが原因です。 自主的な安全衛生活動として5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）がありますが、このうちのしつけとは安全衛生教育のことで、安全な作業を行うために、衣服・靴等の装備の適切な使用を徹底させることも安全衛生教育の一環となります。

◎ 留意事項

毎年多く発生する転倒災害ですが、平成25年に発生した転倒災害は117件で全災害の25%を占め、災害の型別では最も多く発生しました。

また、業種別では、商業27件で最も多く発生しており、全転倒災害の23%を占めています。そのほか製造業21件（18%）、接客娯楽業16件（14%）、保健衛生業11件（9%）と続いています。

発生場所では、通路等施設に起因するものが68件（58%）と最も多く、次いで設備・装置（主に机・椅子等の用具）が21件（18%）となっています。

発生状況では、「床面が濡れていた」、「床に置かれていたものに引っかかる、つまづく」、「段差等につまずいた」などとなっています。

事業場内を点検して、転倒の原因となる環境を改善することが重要です。特に、通路の床面を濡れていない状態に保つこと、水や油をよくふき取ること、通路上の膝より下の位置にあるものを撤去すること、通路や床の段差をなくすこと、金属製の蓋・マットなどを固定すること、滑りにくい履物を着用することなどの対策を取りましょう。

また、冬季には、屋外通路の凍結などによる転倒が多発しています。雪・凍結に対応した履物を着用し、「かかとから着地する歩き方をしない」、「歩幅を狭くする」、「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」等路面に合った歩き方をしましょう。

3 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

災害事例	主たる原因と対策
粉末の定量供給装置の清掃を行うため、装置の電源を切り、装置下部の点検口から手を入れたところ、惰性で回転していた羽根に巻き込まれた。	非正常作業を行う際の機械の停止措置が不十分であったことが主たる原因です。 羽根などの回転する装置は、回転が完全に停止したことを確認した上で作業を行う必要があります。 なお、清掃・点検・修理等非正常作業における災害が多く発生していますので、これらの作業の安全な作業手順書を定め、作業者に遵守させて下さい。

◎ 留意事項

平成25年に全産業で発生した、はさまれ・巻き込まれ災害は52件で、全災害の11%を占めています。このうち、製造業で27件（全はさまれ災害の52%）発生しています。

災害防止の基本は、回転箇所等へのカバー等の設置、回転箇所等の清掃作業等は機械を停止させ、装置が完全に停止してから行うことです。機械の清掃や点検等の作業中に機械を停止せずに発生した災害は、はさまれ・巻き込まれ災害の32%にもなります。

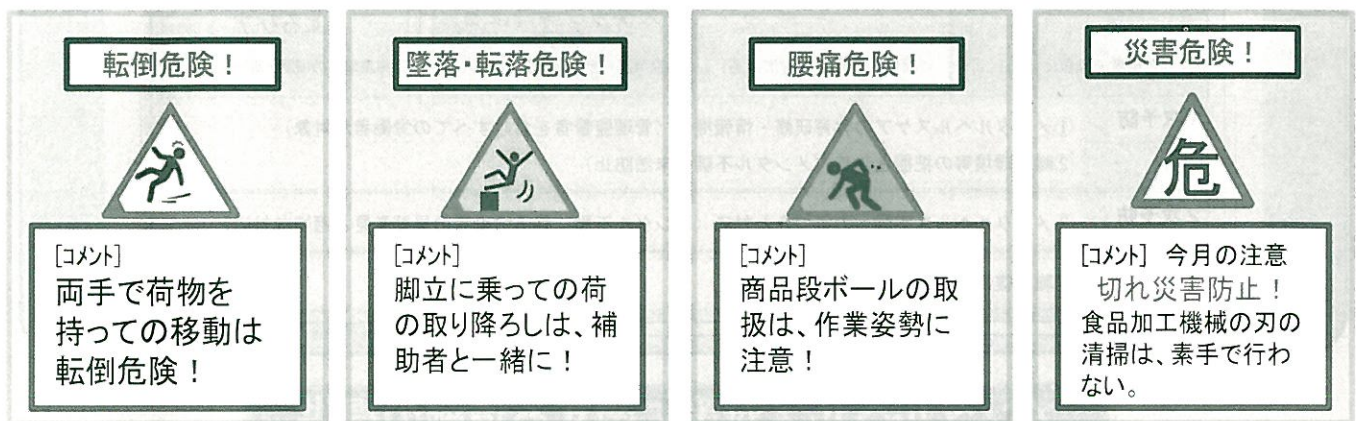
「危険ステッカー」で危険の「見える化」を！

「危険ステッカー」とは、危険箇所等に貼り付けて、作業者に危険箇所や危険の内容を警告するものです。なお、コメント欄には、危険の内容、危険回避のために注意すべき事項や守るべき事項などを記入します。

また、危険の「見える化」とは、職場に潜む危険を、危険ステッカー、写真などにより目に見えるようにする災害防止対策です。

この「危険ステッカー」は、次のホームページから入手できます。

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 <http://www.jashcon.or.jp/contents/>



4 交通労働災害防止対策の推進

◎ 留意事項

平成25年に全産業で発生した交通事故による労働災害は34件で全災害の29%を占めています。

業種別では、商業で7件(20%)と最も多く、次いで建設業、運輸交通業がいずれも6件(18%)、通信業5件(15%)となっています。

交通労働災害防止のためのガイドラインでは、安全衛生管理体制の確立、適正な労働時間・走行管理、安全教育の実施、安全意識の高揚対策、教育の実施等を求めています。

5 健康確保対策の推進

定期健康診断は労働安全衛生法（以下「法」という。）第66条で、事業者は常時使用する労働者に対し雇入れ時、1年以内ごとに1回定期に行うこととされ、有害業務に従事させる労働者には雇入れ・配置換え、6月以内ごとに1回定期に行うこととされています。

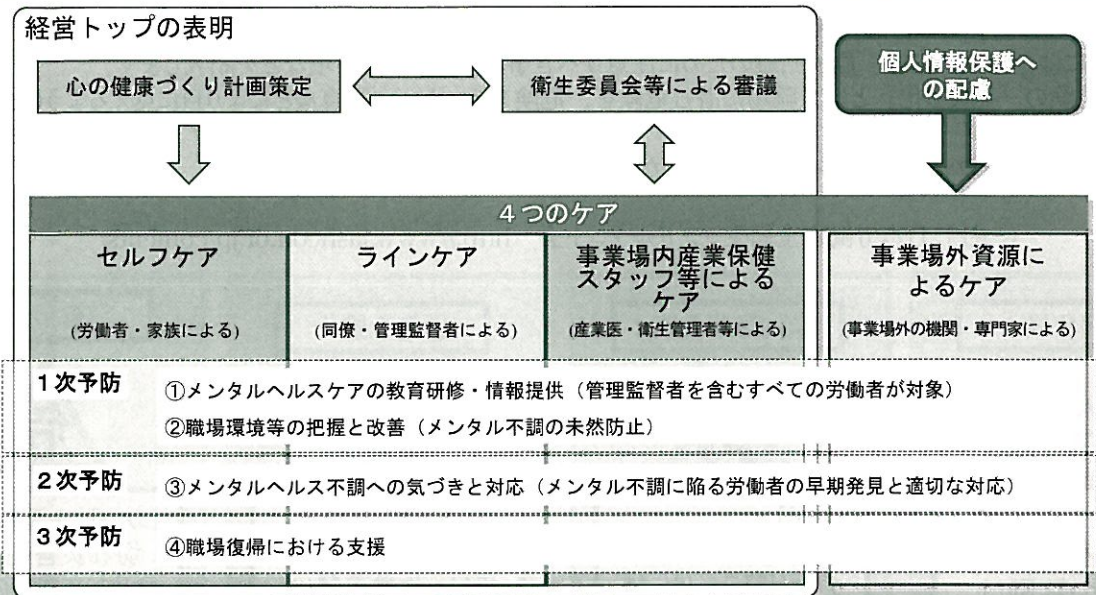
- ① これらの健康診断の結果、所見がある労働者について健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴き、聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載しなければなりません。（法第66条の4）
- ② 事業者は、医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講じる必要があります。（法第66条の5）
就業上の措置の決定等については、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成20年1月31日健康診断結果措置指針公示第7号）をご覧ください。
- ③ 一般健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならないとされています。（法第66条の7）

なお、産業医の選任の義務のない50人未満の事業場では、地域産業保健センター（次頁参照）の産業医を利用することができます。

◎ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルスキアの基本的考え方

事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルスキアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。また、その実施に当たっては「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われるよう関係者に対する教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の把握と改善、メンタルヘルス不調者への気づきと対応、休業者の職場復帰のための支援等が円滑に行われるようにする必要があります。



メンタルヘルス対策に関する情報の提供

- ◆職場におけるメンタルヘルス対策等 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>
- ◆こころの耳 働く人のメンタルヘルスポータルサイト <http://kokoro.mhlw.go.jp/>
- ◆鳥取産業保健総合支援センター メンタルヘルス支援対策 http://www.tottori-sanpo.jp/?page_id=100
- ◆webでチェック 職業性ストレス簡易評価ホームページ http://www.jisha.or.jp/web_chk/strs/index.html

事業場外資源の例

<p>独立行政法人労働者健康福祉機構 鳥取産業保健総合支援センター 鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル6階 TEL 0857-25-3431 FAX 0857-25-3432</p>	<p>鳥取産業保健総合支援センターの事業内容 事業場や産業保健スタッフなどを対象に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業保健関係者からの専門的な相談への対応 ・産業保健スタッフへの研修 ・メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援 ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 ・事業者・労働者に対する啓発セミナー
<p>東部地域産業保健センター 鳥取市富安1丁目75 鳥取県東部医師会館内 TEL 0857-29-2255 FAX 0857-22-2754</p>	<p>地域窓口（地域産業保健センター）の事業内容 労働者50人未満の事業場やその労働者を対象に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断実施後の意見聴取 ・脳・心臓疾患患者への保健指導 ・メンタルヘルス不調者、その使用者への相談・指導 ・長時間労働者に対する面接指導 ・個別訪問による産業保健指導の実施
<p>中部地域産業保健センター 倉吉市旭田町18 鳥取県中部医師会館内 TEL 0858-23-2651 FAX 0858-23-2651</p>	
<p>西部地域産業保健センター 米子市久米町136 鳥取県西部医師会館内 TEL 0859-22-3570 FAX 0859-34-6252</p>	

◎ リスクアセスメントの実例

リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。労働安全衛生法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、潜在的な危険性や有害性を見つけ出して危険・有害要因を特定し、それぞれのリスクを評価し、これに基づくリスク低減措置を実施することで、『事故』として具象化する前に『危険の芽』を摘み取る、『安全の先取り』を行うものです。

リスク低減措置の検討は、①設計や計画段階において、安全な作業方法や有害性の低い材料への変更等を、まず検討し、②ガード、安全装置等工学的な対策を検討、③立入禁止、マニュアルの整備、教育訓練等を検討します。④これら①～③の措置を講じても除去・低減できなかったリスク（残留リスクといいます）に対し、保護具を使用することで安全措置を講じます。

例) 台車による運搬荷役作業

【危険性又は有害性の特定の着眼点】

- ・運搬中、他の作業者との接触の危険はないか
 - ・過大積載となっていないか、旋回時の安全は保てるか
 - ・前方を見ることができるか、荷崩れの危険はないか
 - ・運搬経路の状況はどうか、通路に段差や凹凸はあるか、周囲で他の作業者が作業を行っているか、荷の仮置きなどはないか
- などが考えられます

リスクアセスメント実施表 (一例)

作業名	危険性又は有害性と発生のおそれのある災害	リスクの見積り			リスク低減対策案	措置後のリスクの見積り		
		重篤度	発生可能性	優先度(リスク)		重篤度	発生可能性	優先度(リスク)
台車による運搬荷役作業	重量物を過大積載して運搬中、操作ができずカーブを曲がりきれず壁や什器に接触、あるいは止まりきれず前方の作業者に接触する。	×	×	III	<ul style="list-style-type: none"> ・台車に積載可能重量を表示する ・荷に重量表示を行う、荷の積載場所に積載できる荷の数量の一覧を掲示する ・台車への積載に係る手順書を作成し、これを見やすい箇所に貼り付けるとともに遵守する ・安全に運搬できる経路を検討のうえ決定し、これを遵守する 	△	○	I
	荷を高く積みすぎて前方の視界不良のため、什器や作業者に接触、あるいはカーブや段差により荷崩れを起こす。	×	×	III	<ul style="list-style-type: none"> ・台車に積載可能高さを表示する ・荷を積載する際は、荷の安定度の高い積載方法を選択する ・台車への積載に係る手順書を作成し、これを見やすい箇所に貼り付けるとともに遵守する ・安全に運搬できる経路を検討のうえ決定し、これを遵守する 	△	○	I
	通路にある段差、凸凹、溝などにより台車が転倒する、あるいは荷崩れを起こす。	△	×	III	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に運搬できる経路を検討のうえ決定し、これを遵守する ・段差や凸凹をできる限り解消し平坦にする、あるいはスロープを設置する、溝には蓋板を取り付ける ・運搬経路ほか通路に余分な物がないか確認し、整理整頓を行う 	○	○	I
	クレーンによるトラックへの積載作業の横を通っていたとき、吊り上げた荷が急に旋回し激突する。	×	△	III	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に運搬できる経路を検討のうえ決定し、これを遵守する ・荷の運搬経路において平行して作業が行われる場合は、事前に打ち合わせを行い手順を定める ・台車が行きすぎるまで他の作業を停止する、この場所が目的地である場合は荷を積み降ろすまで他の作業を停止する ・クレーンの吊り荷を、介添えロープで安全な方向を定め、安定させる 	×	○	I

《リスクの見積りの方法 (マトリックス法の例)》

負傷又は疾病の重篤度の区分

重篤度(災害の程度)	被災の程度・内容の目安(最大の災害を考慮します)
致命的・重大 ×	・死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの ・休業災害(1か月以上のもの)、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度 △	・休業災害(1か月未満のもの)、一度に複数の被災者を伴うもの
軽度 ○	・不休災害やかすり傷程度のもの

負傷又は疾病の発生の可能性の区分

発生の可能性	内容の目安(作業頻度は考慮しません)
可能性が高いか比較的高い ×	・適切な安全措置を講じなければ災害が発生するもの ・かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの
可能性がある △	・安全措置に不備があり、作業内容によっては災害が発生するもの ・うっかりしていると災害になるもの
可能性がほとんどない ○	・通常の状態では災害にならないもの

リスクと見積り

リスクの見積表

		重篤度	負傷又は疾病の重篤度		
			致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
発生の可能性 負傷又は疾病の発生の可能性の度合い	可能性が高いか比較的高い ×	III	III	II	
	可能性がある △	III	II	I	
	可能性がほとんどない ○	II	I	I	



平成26年度(第26回)「ゼロ災 55」無災害運動実施要綱

1. 趣 旨

鳥取労働局では、労働災害防止団体等と連携して、年末までの 55 日間で各事業場の労使が一体となって無災害運動を推進し、新たな決意を持って新年を迎えていただくことを願って、平成元年から「ゼロ災 55」無災害運動を展開し、今年で 26 回目を迎えます。

平成 25 年度から 5 年間は、「第 12 次労働災害防止推進計画(以下「12 次防」という。)」に基づき、「誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現」を目指し取組を進めています。

この 12 次防では、5 年間で死傷災害を 15% 以上減少させる目標を掲げていますが、今回の「ゼロ災 55」無災害運動期間中は、5 つの柱を重点として死亡・休業災害ゼロを目指します。

また、事前に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、これを除去、低減して労働災害を未然に防ぐための手法であるリスクアセスメントを実施し、災害ゼロから危険ゼロへとレベルアップした安全管理を目指します。

各事業場の経営トップ、安全衛生担当者等は、本期間中、積極的に自主的な安全衛生活動を推進することとします。

2. スローガン

「一人のヒヤリは みんなのヒヤリ
ヒヤリを活かして 55 ゼロ災」

3. 期 間

平成 26 年 11 月 7 日(金)～同年 12 月 31 日(水)

4. 「ゼロ災 55」5 つの柱

- (1) 墜落・転落災害防止対策の推進
- (2) 転倒災害防止対策の推進
- (3) はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- (4) 交通労働災害防止対策の推進
- (5) 健康確保対策の推進

5. 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- (2) 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- (3) 定常・非定常作業における作業手順の見直し
- (4) 積雪・凍結時における安全対策の徹底
- (5) 効果的な安全衛生教育の実施

- (6) 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- (7) 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- (8) 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)活動、危険予知活動の推進と活性化
- (9) 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- (10) 健康診断と事後措置の実施
- (11) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- (12) 心の健康づくり計画の策定
- (13) 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災 55」スローガンの掲示、「ゼロ災 55」パンフレット等による安全衛生意識の高揚
- (14) 年末無災害運動推進大会等の実施

6. 災害防止団体等の実施事項

- (1) 本運動の広報
- (2) 関係事業場への実施事項の周知
- (3) 事業場の実施事項に当たっての指導援助
- (4) 関係事業場に対する安全衛生パトロールの実施
- (5) 安全衛生教育の実施促進

7. 労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 本運動の広報
- (2) 安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- (3) 労働災害防止団体等の行う災害防止活動に対する指導援助

8. 主 唱 者

鳥取労働局、鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

9. 協 賛 者

(一社)鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部
(一社)鳥取県採石協会
(一社)日本ボイラ協会鳥取支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部
(独)労働者健康福祉機構鳥取産業保健総合支援センター
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会鳥取支部
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。